上欄 名称	上欄 指定告示	下欄 地方公共団体名
山王坊遺跡	平成二十九年文部科学省告示第七号	五所川原市（青森県）
小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡	平成二十九年文部科学省告示第七号	松本市（長野県）
東町田墳墓群	平成二十九年文部科学省告示第七号	大垣市（岐阜県）
水口岡山城跡	平成二十九年文部科学省告示第七号	甲賀市（滋賀県）
箸墓古墳周濠	平成二十九年文部科学省告示第七号	桜井市（奈良県）
英彦山	平成二十九年文部科学省告示第七号	添田町（福岡県）
小熊山古墳・御塔山古墳	平成二十九年文部科学省告示第七号	杵築市（大分県）
面縄貝塚	平成二十九年文部科学省告示第七号	伊仙町（鹿児島県）

○文化庁告示第二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、徳島県三好市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月二十二日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄 名称	上欄 指定告示	下欄 地方公共団体名
阿波遍路道 焼山寺道 一宮道 恩山寺道 立江寺道 鶴林寺道 鶴林寺境内 太龍寺道 かも道 太龍寺境内 いわや道 平等寺道 雲辺寺道	平成二十二年文部科学省告示第百二十三号、平成二十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百七十二号、平成二十八年文部科学省告示第百四十四号及び平成二十九年文部科学省告示第十二号	三好市（徳島県）

○文化庁告示第二十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、愛媛県宇和島市及び同西条市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月二十二日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄 名称	上欄 指定告示	下欄 地方公共団体名
伊予遍路道 仏木寺道 横峰寺道	平成二十八年文部科学省告示第百四十号	宇和島市（愛媛県） 西条市（愛媛県）

○文化庁告示第二十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月二十二日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄 名称	上欄 指定告示	下欄 地方公共団体名
旧龍性院庭園	平成二十九年文部科学省告示第九号	豊田市（愛知県）

○文化庁告示第二十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月二十二日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄 名称	上欄 指定告示	下欄 地方公共団体名
勝山恐竜化石群及び産地	平成二十九年文部科学省告示第十号	福井県

○農林水産省告示第四百六号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第十四条第二号及び水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第十五条第二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する告示

次に掲げる告示の規定中

「○・○％を超え一・五％以下の部分	「○・○一」

を

「○・○％以下の部分 | ○・○
○・○％を超え一・五％以下の部分 | ○・○一」

に改める。

一　農業協同組合法施行規程（平成十七年三月二十二日農林水産省告示第五百二十八号）別表第三

二　水産業協同組合法施行規程（平成二十年二月二十八日農林水産省告示第三百十六号）別表第三

附　則

この告示は、公布の日から施行する。